

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	鹿嶋市

鹿嶋市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 鹿嶋市経済振興部農林水産課
所在地 茨城県鹿嶋市平井 1 1 8 7 - 1
電話番号 0 2 9 9 - 8 2 - 2 9 1 1
F A X 番号 0 2 9 9 - 8 4 - 1 2 1 3
メールアドレス nourin1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハシボソカラス、ハシブトカラス、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	鹿嶋市（特別保護地区を除く）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	稲	[80a]	857千円
	いも類	[12a]	805千円
	野菜	[0.5a]	327千円
	その他（若松）	[3a]	229千円
カラス（ハシボソ・ハシブト）	—	[0a]	0千円
アライグマ	—	[0a]	0千円
ハクビシン	—	[0a]	0千円
合計	—	[95.5a]	2,218千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 甘藷の食害、水田の畦畔の掘り返しや侵入が増加している。 前計画時点では、市西部（北浦側）の地域で、イノシシの目撃・被害が拡大していたが、現在では市東部（太平洋側）の地域においても目撃・被害が拡大している。 谷津田の周辺や田畑の後背地が手つかずの山林になっており、イノシシが生息・出没しやすい環境にある。</p> <p>【カラス（ハシボソ・ハシブト）】 市全域に生息し、景観や生活環境への影響があり、農作物への食害やビニールハウスへの被害が懸念される。</p> <p>【アライグマ・ハクビシン】 市内全域に生息し、主に家庭菜園に食害が出ている。また、民家の屋根裏や縁の下に侵入するなど、住民生活にも影響を及ぼしている。現状、農作物への被害は限定的となっている。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	[95.5a] 2,218千円	[67a] 1,553千円
カラス（ハシボソ・ハシブト）	[0a] 0千円	[0a] 0千円
アライグマ	[0a] 0千円	[0a] 0千円
ハクビシン	[0a] 0千円	[0a] 0千円
合計	[95.5a] 2,218千円	[67a] 1,553千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【イノシシ】 令和2年度に鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊を組織し、有害捕獲を強化している。 国の補助金を活用して箱わな・くくり罠の購入を行い、必要に応じて実施隊員に提供している。 捕獲した個体は、銃や電気止め刺し機により処分している。</p> <p>【カラス（ハシボソ・ハシブト）】 鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊で年2回銃器による有害捕獲を実施している。</p> <p>【アライグマ・ハクビシン】 市環境政策課において、被害を受けている市民に向けて罠の貸出しを実施している。</p>	<p>実施隊員（猟友会員）の高齢化に加え、近年の猛暑により特に夏季の活動が制限されており、思うように捕獲が進まない。また、北浦周辺が指定猟法禁止区域（鉛製散弾）に指定されたため、実施隊員の負担が増えることも懸念される。</p>
防護柵の設置	<p>【イノシシ・カラス（ハシボソ・ハシブト）・アライグマ・ハ</p>	<p>被害拡大に伴い電気柵等の設置数については着実に増加してお</p>

等に関する取組	<p>クビシン】</p> <p>令和2年度から電気柵等設置補助金を交付しており、毎年申請件数が増加している。</p> <p>また、電気柵設置・安全管理に関する講習会を開催している。</p>	<p>り、研修により効果的な柵設置を実施できる農業者も増えているが、高齢化等に伴い休耕地が増加し、集落全体で見ると効率的な設置がなされていない状況がある。このため、集落が一体となった電気柵設置等の推進が必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>・市ホームページ等を通じて鳥獣の習性、被害防止技術等を周知している。</p> <p>・専門家を招聘し、鳥獣の習性を学べる講習会を開催している。</p>	<p>農業者に限らず、地域住民と一体となった取り組みとするため、様々な方法で広報活動を行う必要がある。</p> <p>また、被害地域だけでなく、地域ごとの環境整備についても、検討する必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>①侵入防止対策（入れない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵などの設置を推進し、鳥獣の農地への侵入を防ぐ環境を整備する。 ・広域の防護柵設置を希望する集落（地元団体）には、国庫補助事業メニューの案内を行い、事業実施に向けて協力する。 <p>②個体群管理（捕まえる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を推進する。 ・箱わなやくくり罠などの捕獲器具を提供し、捕獲活動を支援する。 <p>③生息環境管理（寄せない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者及び市民の参画を促し、地域と連携した継続的な対策を推進する。 ・市猟友会加入者（見込み含む）への狩猟免許取得の補助、研修会の開催、農業者への啓発活動などを実施する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標

を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
 (ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等, 対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊 ・わなの設置, 見回りや銃器を使用した捕獲等
○農業者等 ・わなの設置や見回り(ハクビシ・アライグマに限る), 捕獲に関するサポート

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命, 狩猟者等の外部団体への委託, わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに, 捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は, その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で, 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には, そのことについて記入する。その際, 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は, そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ	・イノシシ用箱わな, くくり罠の増設 ・狩猟免許取得の推進
令和8年度 ～ 令和10年度	カラス(ハシボソ ・ハシブト)	・狩猟免許取得の推進
令和8年度 ～ 令和10年度	アライグマ ハクビシン	・中型獣類用の箱わなの貸出し

(注) 捕獲機材の導入, 鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
各年度の被害状況や捕獲実績等をもとに適切な捕獲計画数等を設定し, 加害個体を捕獲していく。

【イノシシ】

捕獲の実績数や農作物の被害が増加しており、個体数の増加が想定されるため、捕獲実績の多い地域を集中的に取り組んでいく。

【カラス】

市内全域に生息し、農作物やビニールハウスへの被害が懸念されるため、年間100羽を目標に計画的な捕獲を実施する。

【アライグマ・ハクビシン】

市内全域に生息し、繁殖力が高く、屋根裏への侵入や家庭菜園への被害が見られる一方で、農業被害は限定的であることから、罠の貸出しにより市民自らが捕獲に取り組む対策を実施する。

○近年の捕獲実績

【イノシシ】 R4：27頭、R5：99頭、R6：107頭

【カラス】 R4：124羽、R5：198羽、R6：82羽

【アライグマ】 R4：11匹、R5：17匹、R6：0匹

【ハクビシン】 R4：10匹、R5：2匹、R6：0匹

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	120頭	120頭	120頭
カラス(ハシボソ・ハシブト)	100羽	100羽	100羽
ハクビシン	5頭	5頭	5頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

【イノシシ】

(捕獲手段) 箱わな・くくり罠による捕獲

(実施時期) 通年(県の指定管理鳥獣捕獲等事業の活動期間を除く。)

(場所) 鹿嶋市内全域の森林及び谷津田部

【カラス(ハシボソ・ハシブト)】

(捕獲手段) 銃器による捕獲

(実施時期) 2日/年(冬季)

(場所) 鹿嶋市内全域

【アライグマ・ハクビシン】

(捕獲手段) 農業者等自らの罠設置による捕獲 (市環境政策課にて罠貸出)

(実施時期) 通年

(場所) 鹿嶋市内全域

- (注) 1 わな等の捕獲手段, 捕獲の実施予定時期, 捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

農作物被害防止のためのイノシシの捕獲はわな, ライフル銃以外の銃を基本とするが, これらの方法での捕獲が困難な個体については, 射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には, その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段, 対象鳥獣, 捕獲の実施予定時期, 捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は, そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鹿嶋市全域	イノシシ・カラス (ハシボソ・ハシブト) ・アライグマ・ハクビシン (茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は, 捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する (鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。) 第 4 条第 3 項)。
- 2 対象地域については, 複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は, 該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ハクビシン アライグマ	電気柵（ほ場柵） 延長 11,000m	電気柵（ほ場柵） 延長 11,000m	電気柵（ほ場柵） 延長 11,000m

- (注) 1 設置する柵の種類，設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ハクビシン アライグマ	設置者（農業者）において，管理を実施する。	設置者（農業者）において，管理を実施する。	設置者（農業者）において，管理を実施する。

- (注) 侵入防止柵の管理，追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	放任果樹の除去，農作物等の残渣の適正処分，耕作放棄地の管理や緩衝帯設置等，地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの普及啓発に取り組む。

- (注) 緩衝帯の設置，里地里山の整備，放任果樹の除去，被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

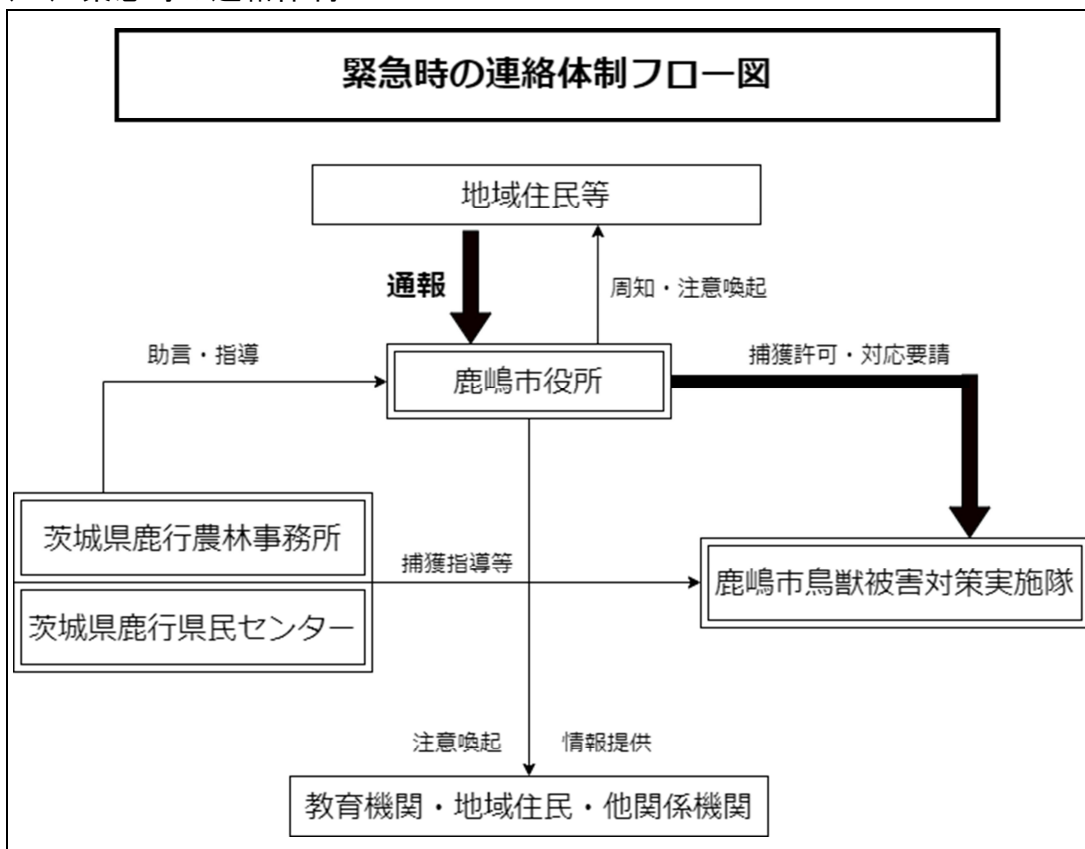
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鹿嶋市経済振興部（農林水産課）	・ 狩猟団体への手配要請 ・ 各機関との連絡調整
鹿嶋市政策企画部	・ FMかしま，広報紙による情報提供
鹿嶋市市民生活部	・ 地域住民等への情報提供（地区回覧，防災無線の操作等） ・ 捕獲の許可
鹿嶋市教育委員会	・ 学校等への情報提供

茨城県猟友会鹿嶋支部 (鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊)	・ 現場の巡回, 捕獲活動
茨城県鹿行農林事務所 振興・環境室畜産振興課	・ 指導・助言
茨城県鹿行県民センター 環境・保安課	・ 指導・助言

- (注) 1 関係機関等には, 都道府県, 警察, 市町村, 鳥獣被害対策実施隊, 猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には, 緊急時又は平常時において, 各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命, 身体又は財産に係る被害が生じ, 又は生じるおそれがある場合の対処に関して, 規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

関係法令に従い、焼却処分又は埋設処分とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	取組みなし
ペットフード	取組みなし
皮革	取組みなし
その他 (油脂, 骨製品, 角製品, 動物園等でのと体給餌, 学術研究等)	取組みなし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

取組みなし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

鳥獣被害対策実施隊員に対し、県主催の鳥獣被害対策講座の参加案内を行う。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鹿嶋市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
茨城県猟友会鹿嶋支部	捕獲実施, 捕獲指導・助言
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護及び管理に関する助言
鹿嶋市認定農業者等連絡協議会	農林作物被害に関する情報提供等
JA なめがたしおさい	農林作物被害に関する情報提供等
茨城県鹿行農林事務所	防除対策の指導・助言
鹿嶋市	有害鳥獣対策に関する事務総括

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城県鹿行県民センター 環境・保安課	指導・助言
鹿行農業共済組合	農作物被害に関する情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和2年4月に鹿嶋市鳥獣被害対策実施隊を組織した。令和7年度における隊員数は28名（猟友会会員27名、行政職員1名）。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者だけでなく、地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい、地域一帯での取り組みを進めていく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鹿行地域の担当者会議などを通じて、近隣自治体との被害・捕獲情報の共有を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。